

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 19 日

関東ブロック発注者協議会会員 各位

関東ブロック発注者協議会会長
関東地方整備局長 土井 弘次

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域
から除外された区域における工事及び業務の対応について（参考送付）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、これまで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 5 月 7 日変更）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）以外の都道府県における取組について「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（令和 3 年 3 月 18 日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ）を踏まえることとされているところですが、令和 3 年 5 月 7 日に政府対策本部長より、同 5 月 12 日以降については、重点措置区域から宮城県を除外する変更等に関する公示が行われました。

これを踏まえ、国土交通省直轄の工事及び業務について、別添のとおり通知がされているところです。貴職におかれましても参考とされますよう送付させていただきます。

また、建設業者団体の長宛てにも、下記のとおり通知が行われていますので、併せてお知らせいたします。

記

【建設業者団体の長宛て】

- ・新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された区域における工事及び業務の対応について（参考送付）

<内容に関する問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局

企画部 技術管理課 荒井 TEL 048-600-1331（直通）

技術調査課 後閑 TEL 048-600-1332（直通）

関東ブロック発注者協議会（委員）送付先

	所 属	部 署	役 職
会 長	国土交通省	関東地方整備局	関東地方整備局長
副会長	農林水産省	関東農政局	農村振興部長
副会長	茨城県	土木部	土木部長
委 員	警察庁	関東管区警察局	総務監察部長
	警察庁	科学警察研究所	総務部長
	警察庁	皇宮警察本部	副本部長
	警察庁	東京都警察情報通信部	情報通信部長
	財務省	関東財務局	管財第一部長
	財務省	関東信越国税局	総務部次長
	財務省	東京国税局	総務部次長
	農林水産省	関東森林管理局	計画保全部長
	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部長
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部長
	国土交通省	関東運輸局	総務部長
	国土交通省	東京航空局	空港部長
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部長
	環境省	関東地方環境事務所	統括自然保護企画官
	防衛省	北関東防衛局	調達部長
	防衛省	南関東防衛局	調達部長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課長
	栃木県	県土整備部	県土整備部長
	群馬県	県土整備部	県土整備部長
	埼玉県	県土整備部	県土整備部長
	千葉県	県土整備部	県土整備部長
	東京都	建設局	企画担当部長
	神奈川県	県土整備局	技監(兼)都市部長
	山梨県	県土整備部	県土整備部長
	長野県	建設部	建設部長
	さいたま市	建設局	建設局長
	千葉市	建設局	建設局長
	横浜市	財政局	公共施設・事業調整室長
	川崎市	建設緑政局	建設緑政局長
	相模原市	都市建設局	都市建設局長
	茨城県水戸市	財務部	財務部長
	栃木県宇都宮市	建設部	建設部長
	群馬県前橋市	総務部	総務部長
	埼玉県川口市	都市計画部	技監兼都市計画部長
	千葉県船橋市	建設局都市計画部	都市計画部長
	東京都新宿区	みどり土木部	みどり土木部長
	神奈川県横須賀市	財務部	財務部長
	山梨県甲府市	行政経営部	行政経営部長
	長野県長野市	建設部	建設部長

	所 属	部 署	役 職
委 員	東日本高速道路(株)	関東支社	技術部長
	中日本高速道路(株)	東京支社	環境・技術管理部長
	首都高速道路(株)		技術部長
	成田国際空港(株)		調達部長
	日本中央競馬会		施設部長
	(国立研究開発法人) 科学技術振興機構		契約部長
	(独) 国際協力機構		調達部長
	(独) 国立科学博物館		経営管理部長
	(独) 国立女性教育会館		事務局長
	(独) 国立美術館	国立西洋美術館	総務課長
	(独) 国立文化財機構	東京国立博物館	総務部長
	(独) 国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部長
	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構		経理部長
	(独) 中小企業基盤整備機構		財務部長
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	総務部長
	(独) 都市再生機構		技術・コスト管理部長
	(独) 日本学生支援機構		財務部長
	(独) 日本芸術文化振興会	総務企画部	経理担当副部長
	(国立研究開発法人) 日本原子力研究開発機構		契約部次長
	(独) 日本スポーツ振興センター		財務部長
	(独) 水資源機構		技術管理室長
	(独) 労働者健康安全機構	医療企画部	営繕企画監
	(国立研究開発法人) 産業技術総合研究所		施設部長
	(独) 製品評価技術基盤機構		企画部管理部長
	地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部長

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 12 日

発注者協議会長 殿
(地方整備局長等 殿)

大臣官房技術審議官
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域
から除外された区域における工事及び業務の対応について (参考送付)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、これまで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 3 年 5 月 7 日変更)において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)以外の都道府県における取組について「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」(令和 3 年 3 月 18 日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ)を踏まえることとされているところですが、令和 3 年 5 月 7 日に政府対策本部長より、同 5 月 12 日以降については、重点措置区域から宮城県を除外する変更等に関する公示が行われたことを踏まえ、重点措置区域から除外された区域において工事等を実施する際は、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」(令和 3 年 3 月 22 日付け事務連絡)に基づき、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。

なお、今後、その他の地域で重点措置区域から除外された際や重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域から除外された際には、当該地域においても同様に措置されたい。

これについて、別添のとおり事務連絡を行いましたので、参考までに送付いたします。

<内容に関する問合せ先>

国土交通省 大臣官房技術調査課

藤浪 富吉 Tel 03-5253-8221 (直通)

吉井 吉田 Tel 03-5253-8220 (直通)

事務連絡
令和3年5月12日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域から
除外された区域における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、これまで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年5月7日変更）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）以外の都道府県における取組について「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（令和3年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ）を踏まえることとされているところであるが、令和3年5月7日に政府対策本部長より、同5月12日以降については、重点措置区域から宮城県を除外する変更等に関する公示が行われたことを踏まえ、重点措置区域から除外された区域において工事等を実施する際は、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事

態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」(令和3年3月22日付け事務連絡)に基づき、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。

なお、今後、その他の地域で重点措置区域から除外された際や重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域から除外された際には、当該地域においても同様に措置されたい。

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について（令和3年5月12日時点）

令和3年1/7通達

	緊急事態措置区域 東京都、愛知県、大阪府 京都府、兵庫県、福岡県	緊急事態措置区域外 令和3年4/5通達 まん延防止等重点措置区域 北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、沖縄県 ※上述のうち、知事が指定する区域	緊急事態措置区域外 令和3年3/22事務連 (令和3年1/7通達) ※ まん延防止等重点措置区域外(左記以外) ※5/12から宮城県を含む
Ⅰ. 既契約の工事及び業務	・受発注者による協議と受注者に希望に応じた一時中止措置等（協議には日常のコミュニケーション等を含む）	・受発注者による協議と受注者に希望に応じた一時中止措置等（協議には日常のコミュニケーション等を含む）	・受注者の希望に応じた一時中止措置等 ※1/7以降に緊急事態宣言の対象となり、その後解除された地域は、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応
Ⅱ. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務	・入札等の手続きについて ・ヒアリングの実施について	・入札等の手続きについて ・ヒアリングの実施について	・入札等の手続きについて ・ヒアリングの実施について
Ⅲ. 備考	・感染拡大防止対策の徹底 ・感染拡大防止対策に係る設計変更 ・建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインについて 等 〔・令和2年度における繰越しについて〕	・感染拡大防止対策の徹底 ・感染拡大防止対策に係る設計変更 ・建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインについて 等	・感染拡大防止対策の徹底 ・感染拡大防止対策に係る設計変更 ・建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインについて 等 〔・令和2年度における繰越しについて〕

同じ内容を規定

※ 令和3年4/5事務連で再周知

緊急事態措置区域等の指定状況（令和3年5月12日時点）

参考資料

	緊急事態措置区域 (1都2府4県)		まん延防止等重点措置区域 (1道7県)	
政府対策本 部長が決定	東京都 <u>愛知県</u> 大阪府 京都府 兵庫県 <u>福岡県</u>	<u>～5/31</u>	<u>①北海道</u> ②埼玉県 ③千葉県 ④神奈川県 <u>⑤岐阜県</u> <u>⑥三重県</u> ⑦愛媛県 ⑧沖縄県	<u>～5/31</u>
知事が指定 する措置区 域	—		<u>①札幌市</u> ②さいたま市、川口市、川崎市、所沢市、草加市、越谷市、 蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見 市、ふじみ野市、三芳町（15市町） ③船橋市、市川市、松戸市、柏市、浦安市、千葉市、習志 野市、八千代市、鎌ヶ谷市、野田市、流山市、我孫子市 （12市） ④横浜市、川崎市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、鎌倉市、 <u>横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、</u> <u>逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町（17市）</u> <u>⑤岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、</u> <u>美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、</u> <u>岐南町、笠松町、養老町、北方町（16市町）</u> <u>⑥桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野</u> <u>町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市</u> <u>（12市町）</u> ⑦松山市 ⑧那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、糸満市、豊見城市、 うるま市、南城市、名護市、宮古島市、 <u>北谷町、西原町、</u> <u>与那原町、南風原町、八重瀬町、石垣市（16市町）</u>	<u>～5/31</u>

事務連絡
令和3年3月22日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における 工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年3月21日に緊急事態宣言が全ての地域において解除された。令和3年3月18日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「基本的対処方針」という。）において、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされている。

そのため、今回宣言が解除された地域に加え、令和3年1月7日以降に緊急事態宣言の対象地域となり、その後、解除された地域における工事等の実施に当たっては、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。

また、その他の地域を含め、基本的対処方針において社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととされていることから、基本的な感染対策の徹底等を図りながら、引き続き、工事等の対応について「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年１月７日付け国会公契第 29 号、国官技第 251 号、国官総第 151 号、国営管第 412 号、国営計第 118 号、国港総第 514 号、国港技第 65 号、国空予管第 580 号、国空空技第 282 号、国空交企第 206 号、国北予第 46 号。）に基づき、適宜、対応されたい。